

3 委員会告示及び選挙長告示

平成29年10月6日 金曜日

鳥取県公報

第8941号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第20号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を平成29年10月9日と定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により告示する。

平成29年10月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項に規定する掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成29年10月10日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成29年10月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務を代理する者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区
 - (1) 選挙長 鳥取市安長240-37 英 義人
 - (2) 選挙長の職務代理者 八頭郡八頭町上津黒67 衣笠 章
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区
 - (1) 選挙長 米子市八幡224-4 相見 慎
 - (2) 選挙長の職務代理者 鳥取市青谷町青谷2816-6 廣瀬 龍一
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会
 - (1) 選挙分会長 鳥取市安長240-37 英 義人
 - (2) 選挙分会長の職務代理者 八頭郡八頭町上津黒67 衣笠 章

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における選挙長又は選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区の選挙長
 - (1) 平成29年10月10日 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
 - (2) 平成29年10月11日以降 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区の選挙長
米子市靴町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

(衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙)

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">候補者氏名</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 200px; margin-top: 5px;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>第四十八回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center; margin: 10px auto;">点 字 投 票</div> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 30px; text-align: center; margin: 10px auto;">鳥取県 選挙管理 委員会印</div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">候補者氏名</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 200px; margin-top: 5px;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>第四十八回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 30px; text-align: center; margin: 10px auto;">鳥取県 選挙管理 委員会印</div>
<p>○ 注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 	<p>○ 注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考

- 1 用紙はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備考

- 1 用紙はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

(衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">せいとう たの せいじ 政党その他の政治</p> <p style="text-align: center;">だんたい めいしうまた ちやくしや 団体の名称又は略称</p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p> </div> <p style="text-align: center;">点 字 投 票</p> <p style="text-align: center;">第 四 十 八 回</p> <p style="text-align: center;">衆 議 院</p> <p style="text-align: center;">比 例 代 表 選 出 議 員 選 挙 投 票</p> <p>○ 注 意</p> <p style="text-align: center;">せいとう たの せいじだんたい ちやくしや 政党その他の政治団体の名称又は略称は、</p> <p style="text-align: center;">らんない ひと か 欄内に一つ書くこと。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">せいとう たの せいじ 政党その他の政治</p> <p style="text-align: center;">だんたい めいしうまた ちやくしや 団体の名称又は略称</p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p> </div> <p style="text-align: center;">第 四 十 八 回</p> <p style="text-align: center;">衆 議 院</p> <p style="text-align: center;">比 例 代 表 選 出 議 員 選 挙 投 票</p> <p>○ 注 意</p> <p style="text-align: center;">せいとう たの せいじだんたい めいしうまた ちやくしや 政党その他の政治団体の名称又は略称は、</p> <p style="text-align: center;">らんない ひと か 欄内に一つ書くこと。</p>
---	---

備 考

- 1 用紙はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備 考

- 1 用紙はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第25号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第26号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日 時 平成29年10月10日 午後5時20分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区
 - (1) 日 時 平成29年10月10日 午後5時10分
 - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区
 - (1) 日 時 平成29年10月10日 午後5時10分
 - (2) 場 所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙
 - (1) 日 時 平成29年10月12日 午後1時30分
 - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日 時 平成29年10月10日 午後5時30分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第29号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 - (2) 日 時 平成29年10月24日 午後1時30分
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙会
 - (1) 場 所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
 - (2) 日 時 平成29年10月24日 午後1時30分
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 - (2) 日 時 平成29年10月24日 午後2時

鳥取県選挙管理委員会告示第30号

最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号)第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第15条において準用する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定に基づき、平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第15条において準用する公職選挙法施行令第81条の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 審査分会長 鳥取市安長240-37 英 義 人
- 2 審査分会長の職務代理者 八頭郡八頭町上津黒67 衣笠 章

鳥取県選挙管理委員会告示第31号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長は、鳥取市東町一丁目220鳥取県庁選挙管理委員会においてその事務を行う。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第32号

最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号)第14条第1項及び第2項の規定に基づき、平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

(最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙)

							× を 書 く 欄 裁 判 官 の 氏 名	第二十四回 最高裁判所裁判官 国民審査投票 鳥取県 選挙管理 委員会印	注 意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、 その氏名の上の欄にXを書くこと。 二 やめさせなくてもよいと思う裁判官については、 は、何も書かないこと。
--	--	--	--	--	--	--	---	--	---

備 考

- 1 用紙はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 裁判官の氏名は、中央選挙管理会の定めた順序に従い印刷する。

鳥取県選挙管理委員会告示第33号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第6条の規定に基づき、平成29年10月22日執行の

最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合における投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎
(最高裁判所裁判官国民審査の点字投票用紙)

<p>点字投票</p> <p>第二十四回</p> <p>最高裁判所裁判官 国民審査投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 鳥取県 選挙管理 委員会印 </div>	<p>注意</p> <p>一 やめさせた方がよいと思う裁判官があると きは、その氏名を書くこと。</p> <p>二 やめさせた方がよいと思う裁判官がない ときは、何も書かないこと。</p>
--	--

備考

- 1 用紙はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第34号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第35号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第34条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- 2 日 時 平成29年10月24日 午後2時30分

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第36号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は次のとおりであるので、同法第196条の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区の候補者 22,684,500円
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区の候補者 22,708,400円

鳥取県選挙管理委員会告示第37号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,591
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,952
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	146,586
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,759
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	41,111
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,464
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,669
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,394
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,142
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,912
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,042
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,349

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長 英 義 人

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時10分

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長 相 見 慎

- 1 場 所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時10分

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのかくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成29年10月10日

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長 英 義 人

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時20分

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第38号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において実施する政見放送における各候補者届出政党の政見放送の日時を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により次のとおり定めたので、告示する。

平成29年10月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

実施放送局	テレビ、ラジオの別	回数	放送日時			放送の順序		
			月 日	曜日	開始時間	1	2	3
日本放送協会 鳥取放送局	テレビ	第1回	10月19日	木	午前7時25分	日本共産党	希望の党	自由民主党
	ラジオ	第1回	10月18日	水	午前8時5分	日本共産党	希望の党	自由民主党
株式会社山陰放送	テレビ	第1回	10月16日	月	午後3時51分	自由民主党	希望の党	日本共産党
山陰中央テレビジョン放送株式会社	テレビ	第1回	10月13日	金	午後2時50分	自由民主党	希望の党	日本共産党

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区において、次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第13項の規定により告示する。

平成29年10月11日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長 英 義 人

届出受理番号	候補者届出政党の名称	候補者氏名	本籍	住 所	生年月日	職 業
		候補者届出政党の一のウェブサイト等のアドレス		候補者の一のウェブサイト等のアドレス		
1	日本共産党	塚田 なるゆき	鳥取県	鳥取県鳥取市西品治 282-31	昭和39年 2月6日	政党役員
		http://www.jcp.or.jp/		https://twitter.com/aozoranaru		
2	自由民主党	石破 しげる	鳥取県	鳥取県鳥取市上町 36	昭和32年 2月4日	無職
		https://www.jimin.jp/		http://www.ishiba.com/		

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区において、次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第13項の規定により告示する。

平成29年10月11日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長 相 見 慎

届出 受理 番号	候補者届出 政党の名称	候補者氏名	本籍	住 所	生年月日	職 業
		候補者届出政党の一のウェブサイト等のアドレス		候補者の一のウェブサイト等のアドレス		
1	日本共産党	福住 ひでゆき	鳥取県	鳥取県米子市車尾4-15-19	昭和50年 12月8日	政党役員
		http://www.jcp.or.jp/		https://fukuzumihideyuki.jimdo.com/		
2	希望の党	湯原 俊二	鳥取県	鳥取県米子市彦名町6682-1	昭和37年 11月20日	政党役員
		https://kibounotou.jp/		https://www.yuhara.net		
3	自由民主党	赤沢 りょうせい	鳥取県	鳥取県米子市日ノ出町1-6-40	昭和35年 12月18日	自由民主党選 挙区支部長
		https://www.jimin.jp/		http://www.ryosei-akazawa.com		

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第39号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条第2項の規定により告示する。

平成29年10月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区における当選人

住 所	氏 名	候補者届出政党の名称
鳥取県鳥取市上町36	石 破 茂	自由民主党

2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区における当選人

住 所	氏 名	候補者届出政党の名称
鳥取県米子市日ノ出町一丁目6—40	赤 澤 亮 正	自由民主党

4 選挙事務執行体制等

(1) 事務分担表

第48回衆議院議員総選挙・第24回最高裁判所裁判官国民審査事務分担表

委員長 相見 慎
 委員長代理 英 義人
 委員 大口 久志
 委員 藤村 実千子

係名	事務分担	31名(前回H26:31名)	
		主査	副査
総括	○選挙事務の総括に関する事	衣笠事務局長 灘尾次長兼庶務係長	川上参事 溝内次長
	○選挙事務の連絡調整に関する事 ○報道機関等への情報提供に関する事	溝内次長 中倉係長	灘尾次長兼庶務係長 溝内次長
管理係	○諸規程の整備に関する事 ○選挙管理委員会の議案に関する事 ○選挙管理委員会、選挙(分会)長の告示に関する事 ○市町村選挙管理委員会及び指定病院等の一般指導に関する事 ○取締機関及び報道機関との連絡に関する事(管理執行関係) ○選挙事務の一般管理に関する事 ○供託金の管理に関する事 ○他の係に属しない事項に関する事	中倉係長 矢部書記 林書記 南書記 山下書記 浦島書記(文化政策課) 宮本書記(スポーツ課) 加藤書記(総務課) 北川書記(消防防災課)	溝内次長
市町村候補者公営係	○政見放送に関する事 ○選挙公報、審査公報に関する事 ○投票用紙の作成に関する事 ○不在者投票等事務諸用紙の作製に関する事 ○立候補届出諸用紙の作製に関する事 ○候補者公営に関する諸用紙の作製に関する事 ○政治団体関係諸用紙及び「七つ道具」等の作製に関する事 ○氏名等掲示に関する事 ○投・開票事務諸用紙の作製に関する事 ○点字氏名票、点字版等「選挙のお知らせ」に関する事 ○物資輸送に関する事 ○各種印刷立会、比例・審査公報原稿輸送に関する事	宮本補佐 山内補佐 秋本書記 中村書記 森田書記 森田書記 辰島書記 武田書記 辰島書記 武田書記 川口書記 田中書記(交通政策課) 山根書記() 眞野書記() 田中書記(教育・学術振興課) 三宅書記(教育・学術振興課) 白間書記(統計課) 西田書記() 福島書記(文化政策課) 瀬良書記(スポーツ課) 金田書記()	中村書記 秋本書記 川口書記 宮本補佐 川口書記 川口書記 山内補佐 森田書記 武田書記 森田書記 辰島書記
啓発係	○臨時啓発に関する計画の立案・実施に関する事 ○市町村の啓発事業に関する事 ○啓発物資の作製に関する事	川上参事 都田補佐 都田補佐	都田補佐 山下書記・松田書記 山下書記・松田書記
速報係	○報道機関との連絡に関する事(投開票速報関係) ○国への速報に関する事 ○投・開票速報に用いる物資の作製に関する事 ○投・開票速報(運用関係)に関する事 ○投・開票速報(HP、ウェブ関係)に関する事	柴田書記 矢部書記 柴田書記 柴田書記 林書記	溝内次長 柴田書記 林書記 西古書記(情報政策課) 西古書記(情報政策課)
庶務経理係	○庶務経理の総括に関する事 ○候補者公営費の支払いに関する事 ○選挙の執行経費に関する事 ○不在者投票特別経費交付金に関する事 ○物品契約経路の物資作成の総括に関する事 ○選挙(分会)長、立会人等への旅費、報酬の支払いに関する事 ○ホームページの維持管理に関する事 ○その他の支払い事務に関する事	灘尾次長兼庶務係長 松田書記 南書記 小林書記 小林書記 松田書記 松田書記 松田書記	内田補佐 南書記 小林書記 松田書記 内田補佐 小林書記 南書記 内田補佐

備考1) 各係の起案における文書審査は、当該係の補佐が行うことを基本とする。
 備考2) 立候補受付時の体制は別途。2区選挙長事務は、西部総合事務所において補助執行。選挙係長経験者を書記併任派遣
 備考3) 投開票速報の体制は別途。上記担当者とは別に他課職員を書記に併任し、又は職務従事命令により体制を組む。
 前々回 自治振興課15名+3名(管理係応援)+他課10名(企画2、教学2、情報3、とり巻1、交通2)
 前回 地域振興課21名+3名(管理係応援)+他課7名(交通2、教学1、統計1、男女1、東部振興1、情報政策1)

(2) 投開票速報実施要領等

ア 推定投票率速報要領

衆議院小選挙区選出議員選挙推定投票率速報要領

1 速報期日

平成29年10月22日(日)

2 速報を行う投票区(速報投票区)

次の速報投票区において、速報現時時の小選挙区の投票者数の報告を行ってください。

市町村名	速報投票区名	投票所施設名	投票区電話番号	県選管電話番号
鳥取市	鳥取市第4投票区	鳥取市立西中学校	別途連絡	別途連絡
米子市	米子市第8投票区	米子児童文化センター		
倉吉市	倉吉市第5投票区	上余戸自治公民館		
境港市	境港市第4投票区	境西地区学習等共用施設(しおさい会館)		
岩美町	岩美町浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所		
八頭町	八頭町第17投票区	八東体育文化センター		
琴浦町	琴浦町第11投票区	赤碕地区公民館		
大山町	大山町中山第3投票区	大山町役場中山支所		
日南町	日南町第2投票区	日南町役場		

※岩美町、琴浦町及び日南町の投票所は午後7時まで。大山町の投票所は午後6時まで。

3 各市町の速報責任者

各市町委員会は、速報投票区に速報責任者を配置し、速報を行ってください。

4 速報要領

(1) 速報は、次の現時時により行ってください。

9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、
19時30分及び20時(計13回)

(2) 上記(1)の時刻には、県委員会から電話による定時確認を行いますので、速報投票区の速報責任者は、速報時刻の10分前現在での小選挙区の投票者数(累計)を男・女・計別に記録し、電話口で待機してください。

当日有権者数については、9時現在の定時確認の際にのみ確認するものとします。

(3) 使用する電話

速報投票区において使用する電話番号は、上記2の表のとおりです。(別途連絡)

(4) 報告の方法

速報責任者は、発信の際「〇〇市(町)、第〇〇投票区〇時現在投票速報」と呼称した後、「投票者数、男〇〇名、女〇〇名、計〇〇名」と報告してください。

(5) 期日前投票・不在者投票及び在外投票者数の取扱い

ア 期日前投票者数については、最初の9時の報告時点から、当該速報投票区の数に加えて報告してください。(以降の報告時も同様)

イ 不在者投票者数及び在外投票者数については、この報告から除外されるものですので、注意してください。

(6) 県委員会の受信者は、速報投票区からの速報を受信したときは、その内容を反復して確認するとともに、発信者、受信者が相互に氏名を確認することとします。

5 推定投票率の算定(県委員会)

(1) 推定投票率は、速報投票区の当日有権者数で、速報時刻(上記4-(1))現在の男・女・計の投票者数を除して、各速報投票区の投票率を算出し、公表責任者に報告するものとします。

(2) 投票率は、百分率(%)により、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算出するものとします。

(3) 県全体の推定投票率は、次の算式により算出するものとします。

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{県の男の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{全速報投票区の} \\ \text{男の推定投票率} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{県の女の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{全速報投票区の} \\ \text{女の推定投票率} \end{array} \right]}{\text{県の当日有権者数}}$$

イ 投・開票速報実施要領

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査 投・開票速報実施要領

平成29年10月22日執行予定の第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の投票速報及び開票速報は、次により実施します。

1 通常時の速報報告（ファクシミリ）

- ・各市町村からの当日有権者速報、投票速報、開票速報は、原則としてファクシミリにより行います。
- ・詳細については、下記のほか「第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査におけるファクシミリによる投票速報の報告について」（別途通知）を参照してください。
- ・県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）へファクシミリを送信した後、機器の「送信結果」を表示するなどして送信状況を必ず確認してください。
- ・予定時刻までに投票結果の報告のない市町村に対しては、県委員会事務局長の指示により、督促する場合があります。

(1) 当日有権者速報（「国内+在外」、「国内」、「在外」があることに留意。）

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票前日12時まで	県委員会にファクシミリにより報告

注) 送信前には、2人1組で数値の確認を行うなど、誤りのないようにしてください。

(2) 投票速報（小選挙区及び比例代表にあつては、「国内+在外」、「国内」、「在外」があることに留意。）

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 各投票所からの報告の集計が終わり次第	県委員会にファクシミリにより報告 (小選挙区、比例代表、国民審査の順)

注) 送信前には、2人1組で数値の確認を行うなど、誤りのないようにしてください。

報告数には、期日前投票、不在者投票を含めた数字を報告してください。

選挙当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち、選挙期日までに選挙権を有しなくなった者を含みます。

(3) 開票速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 《開票速報》 各市町村の投票の点検、集計が終わり次第 《4市中間報》 小選挙区：21時30分から30分おき報告 (例：21時30分については、 21時20分から30分までの間に報告)	県委員会にファクシミリにより報告 (小選挙区、比例代表、国民審査の順)

注) 送信前には、2人1組で数値の確認を行うなど、誤りのないようにしてください。

市町村における投票状況及び開票状況の公表は、県委員会に報告後、各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応してください。

(4) 訂正報

報告した数値に間違いを発見した場合は、直ちに訂正速報を下記によりお願いします。

ア 訂正理由を帳票の余白に記入し、数値を修正した上で、帳票の訂正箇所の該当数値の前に○印をつけて帳票の右上に「訂正後」と記入し、訂正前の帳票の右上に「訂正前」と明記したものと併せて、県選管にファクシミリ送信する。

イ アの直後に、電話により訂正速報を行う旨を連絡し、訂正箇所と訂正理由を報告する。

(電話番号：0857-26-7057/7580 ファクシミリ番号：下記3の(3)の番号)

(5) 無効投票速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日開票速報に引き続き	無効投票の内訳を県委員会にファクシミリにより報告

注) 県委員会は、無効投票速報の内容が確認された時点で待機解除の指示を出しますので、開票速報責任者は、県委員会からの解除指示があるまでは待機し、緊急連絡が取れるようにしてください。

報告に当たっては、「衆議院小選挙区選出議員選挙無効投票速報発(受)信票」、「衆議院比例代表選出議員選挙無効投票速報発(受)信票」、及び「最高裁判所裁判官国民審査無効投票速報発(受)信票」により行ってください。なお、速報の際は、併せて無効投票率=無効投票速報発信票「合計」÷開票速報「投票総数」も速報してください。この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めてください。

(6) 推定投票率速報（小選挙区）

・推定投票率速報は、下記の投票区において、ファクシミリによらず、県委員会からの電話聞き取りにより実施します。

・実施方法については、「衆議院小選挙区選出議員選挙推定投票率速報要領」により行ってください。

市町村名	投票区名	施設名	所在地
鳥取市	鳥取市第4投票区	鳥取市立西中学校	鳥取市寿町907
米子市	米子市第8投票区	米子児童文化センター	米子市西町133
倉吉市	倉吉市第5投票区	上余戸自治公民館	倉吉市上余戸256

境港市	境港市第4投票区	境西地区学習等供用施設(しおさい会館)	境港市大正町97-1
岩美町	岩美町浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美町浦富2539-15
八頭町	八頭町第17投票区	八東体育文化センター	八頭町富枝10-1
琴浦町	琴浦町第11投票区	赤碕地区公民館	琴浦町大字赤碕1547-5
大山町	大山町中山第3投票区	大山町役場中山支所	大山町赤坂66
日南町	日南町第2投票区	日南町役場	日南町霞800

2 非常時の速報報告(電話による報告)

機器の故障などファクシミリによる報告ができない場合は、次により報告してください。

- (1) 県委員会に対して、ファクシミリによる報告ができない旨と現在の状況を連絡してください。(連絡先は1の(4)訂正報の場合と同じ)
- (2) 報告は電話による読み上げで行います。まずは、報告する内容(小選挙区か比例代表か或いは国民審査か、投票速報か開票速報かなど)を伝え、県担当者の指示により、各項目の数値を読み上げてください。
読み方は、「4527.(よんせん ごひゃく ふたじゅう なな)」という要領とし、県担当者からは、「よん.ご.にい.なな」という要領で反復します。
集計ソフト等を活用している場合で、ファイルの作成や帳票の出力も出来ない際には、予め県が定めている統一様式に記入してください。

3 問い合わせ先等

- (1) 投・開票速報の報告に関する質疑

投開票当日以外	投開票当日
(0857)26-7581/7058	(0857)26-7057/7580

- (2) その他管理執行に関する質疑

(0857)26-7058/7061

- (3) 報告用のファクシミリ番号

鳥取市、倉吉市、岩美町 若桜町、智頭町、八頭町 三朝町	} (0857)26-8129
米子市、境港市、湯梨浜町 琴浦町、北栄町、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町	

ウ 投票・開票状況公表要領

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査投・開票状況公表要領

平成29年10月5日

鳥取県選挙管理委員会事務局

衆議院小選挙区選出議員選挙(以下「小選挙区」という。)及び衆議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表」という。)並びに最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)の投票・開票状況の公表は、次により行います。

1 投票状況の公表

- (1) 推定投票率

ア 推定投票率は、小選挙区についてのみ、次の速報投票区の投票状況により推定します。

市町村名	投票区名	施設名	所在地
鳥取市	鳥取市第4投票区	鳥取市立西中学校	鳥取市寿町907
米子市	米子市第8投票区	米子児童文化センター	米子市西町133
倉吉市	倉吉市第5投票区	上余戸自治公民館	倉吉市上余戸256
境港市	境港市第4投票区	境西地区学習等供用施設(しおさい会館)	境港市大正町97-1
岩美町	岩美町浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美町浦富2539-15
八頭町	八頭町第17投票区	八東体育文化センター	八頭町富枝10-1
琴浦町	琴浦町第11投票区	赤碕地区公民館	琴浦町大字赤碕1547-5
大山町	大山町中山第3投票区	大山町役場中山支所	大山町赤坂66
日南町	日南町第2投票区	日南町役場	日南町霞800

※大山町は午後6時まで。岩美町、琴浦町及び日南町は午後7時まで。

イ 公表の時間及び方法

時間	方法
9時、10時、11時、12時、13時、	1)一覧表を県政記者室に提供(17部)

14時、15時、16時、17時、18時、 19時、19時30分、20時現在の推定投票率 (計13回)	2)BizFAX (県政記者室) 等によりファクシミリ送信 3)2)に併せ、鳥取県選挙管理委員会ホームページ (以下「HP」 という。) に掲載 (更新)
--	---

※公表時間の取扱い

[市町→県：8時50分から9時00時までの間に県へ報告。]

[県選管：9時00分現在を9時10分までに公表。以後60分間隔。19時のみ30分現在も公表。]

ウ 推定投票率の算定方法

(ア) 期日前投票の扱い

期日前投票者数については、9時の公表時点から当該速報投票区の数分が加えられています (以降の報告時も同様)。

(イ) 在外投票及び不在者投票の扱い

在外投票者数及び不在者投票者数については、この算定から除外されています。

(ウ) 県全体の推定投票率については、次の算式に基づいて百分率 (%) により算出するものとし、少数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで算定するものとします。

$$\left[\begin{array}{c} \text{県の男の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{男の推定投票率} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{県の女の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{女の推定投票率} \end{array} \right]$$

(県の当日有権者数)

(2) 確定投票率

区分	時間	方法
小選挙区	20時30分 から30分おき 及び最終確定時	1)県計集計票を県政記者室に提供 (17部) 2)BizFAX (県政記者室) 等によりファクシミリ送信 3)2)に併せ、HPに掲載 (更新)
比例代表	最終確定時 (中央選管報告後)	4) <希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信 (htm形式)
国民審査	最終確定時 (中央選管報告後)	

※「20時30分から30分おき」の取扱い

[市町→県：確定後随時に県へ報告。]

[県選管：20時30分現在を20時40分までに公表。以後30分間隔。]

2 開票状況の公表

(1) 小選挙区

区分	時間	方法
町村別開票速報 (①) (確定報)	着信の都度	1) 個票を着信の都度県政記者室に提供 (17部) 2) BizFAX (県政記者室) 等によりファクシミリ送信
市部開票速報 (②)		
中間報	21時30分 から30分おき	1) 個票を着信の都度県政記者室に提供 (17部) 2) BizFAX (県政記者室) 等によりファクシミリ送信
確定報	着信の都度	1) 個票を着信の都度県政記者室に提供 (17部) 2) BizFAX (県政記者室) 等によりファクシミリ送信
時間別開票速報 (①と②を累計)	21時30分 から30分おき 及び最終確定時	1) 県計集計票を県政記者室に提供 (17部) 2) BizFAX (県政記者室) 等によりファクシミリ送信 3) 2) に併せ、HPに掲載 (更新) 4) <希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信 (htm形式)
惜敗率、法定得票数 及び供託金の没収点	開票結果 最終確定時	時間別開票速報に同じ

※「21時30分から30分おき」の取扱い

[市→県：21時20分から21時30分までの間に県へ報告。以後30分間隔。]

[県選管：21時30分現在を21時40分までに公表。以後30分間隔。]

(2) 比例代表

区分	時間	方法
市町村別開票速報 (確定報)	着信の都度	1) 個票を着信の都度県政記者室に提供 (17部) 2) BizFAX (県政記者室) 等によりファクシミリ送信
時間別開票速報 (県計集計表)	23時から 1時間おき 及び最終確定時 (中央選管報告後)	1) 県計集計票を県政記者室に提供 (17部) 2) BizFAX (県政記者室) 等によりファクシミリ送信 3) 2) に併せ、HPに掲載 (更新) 4) <希望する報道機関のみ>

	県計集計票をメール送信 (htm形式)
--	---------------------

※「23時から1時間分おき」の取扱い

〔市町村→県：確定後随時に県へ報告。〕

〔県選管：23時00分現在を23時10分までに公表。以後60分間隔。〕

(3) 国民審査

区分	時間	方法
開票結果速報 (県計集計表)	最終確定時 (中央選管報告後)	1) 県計集計票を県政記者室に提供 (17部) 2) BizFAX (県政記者室) 等によりファクシミリ送信 3) 2) に併せ、HPに掲載 (更新) 4) <希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信 (htm形式)

3 その他

市町村における投票状況及び開票状況の公表については、県選挙管理委員会に報告後は各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応するものとする。

(3) 投票・開票当日事務分担・事務処理要領

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査投・開票当日事務分担並びに事務処理要領

委員長 相見 慎
委員長職務代理者 英 義人
委員 大口 久志
委員 藤村 実千子

1 組織及び分担

係名・人数	分 担 事 務	担 当 者
総 指 揮 (1)	投票及び開票速報に関する事務処理を指揮する。	衣笠事務局長
総 務 係 (兼3)	庶務・給与・物品調達を担当し、他の係に属しない事務を処理する。	灘尾次長、内田、小林
発 表 係 (5+兼1)	県政記者室における投票及び開票速報の公表に関する事務を処理する。	記者室 衣笠事務局長 印刷配布・FAX送信担当 川上参事、内田、都田 眞野 (交通)、松田
指 導 係 (3+兼2)	市町村の投票及び開票の事務処理に関し、適宜指示を与え、又は投票の効力等に関する質疑に回答する等市町村の指導に関する事務を処理する。 併せて、ファクシミリ及びオンラインにより国への報告を行う。	溝内次長、中倉係長、宮本 (スポ) 中央選管端末担当 矢部、林
推定投票率 受 信 係 (4+兼5)	速報投票区 (9投票所) から投票速報を受信 (計13回) し、県内の投票率を推定する事務を処理する。 推定投票率のホームページへの掲示を行う。	総括 溝内次長 集計・FAX送信 柴田、武田 受信 山下 宮本 (スポ) 山根 (交通) 三宅 (教学) HP 林、矢部 中央選管端末担当 矢部、林
受 信 係 (3)	市町村から速報される投票及び開票の受信に関する事務を処理する。	小選挙区 川口 比例代表 森田 国民審査 西田 (統計)
電 算 係 (10)	投票速報及び開票速報の集計に関する事務 (入力、出力、帳票確認) を処理する。 HP及び電子メールによる投票及び開票速報の公表に関する事務を処理する。	入力担当 小選挙区 山内、辰島 比例代表 宮本、武田 国民審査 秋本、小林 出力・確認担当 中村、南

		HP・メール送信担当 林、西古(情報)
調整係 (2)	全体の進捗状況を管理し、電算係への確定指示等を行うとともに、無効投票速報の受信状況を確認し、市町村との連絡調整を行う。	灘尾次長、柴田

昼10名、夜25名、うち昼夜通し7名。延べ28名。

2 各係の事務処理要領（中央選管端末担当以外の指導係及び総務係を除く。）

推定投票率受信係

◎推定投票率は、小選挙区選挙（以下「小選挙区」という。）について、速報投票区の投票状況により推定するものであること。

(1) 電話区分等

速報投票区からの投票速報を受信する場合の電話の区分等は、次のとおりである。

市町村	速報投票区名	投票所施設名	速報責任者	電話番号	受信電話番号	担当者
鳥取市	鳥取市 第4投票区	鳥取市立西中学校	木原 直人		(0857) 26-7059	宮本
米子市	米子市 第8投票区	米子児童文化 センター	米田 克宏		" 26-7059	"
倉吉市	倉吉市 第5投票区	上余戸自治公民館	山崎慎之介		" 26-7059	"
境港市	境港市 第4投票区	境西地区学習等供用 施設（しおさい会館）	黒見 政之		" 26-7591	山根
岩美町	岩美町 浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合 浦富支所	中野 智		" 26-7591	"
八頭町	八頭町 第17投票区	八東体育文化センタ ー	窪田 忍		" 26-7591	"
琴浦町	琴浦町 第11投票区	赤碕地区公民館	浜川 明		" 26-7089	山下 三宅
大山町	大山町 中山第3投票区	大山町役場中山支所	小椋 純一		" 26-7089	"
日南町	日南町 第2投票区	日南町役場	井川 夏実		" 26-7089	"

※大山町は午後6時まで。岩美町、琴浦町及び日南町は午後7時まで。

(2) 予行通話

投票日の当日午前8時30分に予行通話を行う（県から発信を行う。）。

(3) 受信時刻

投票日の当日次の時刻であること（速報投票区においては、それぞれ時刻の10分前の数字を報告することになっていること。）。

9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分、20時（計13回）

(4) 受信票の記入

速報投票区からの投票速報を受信したときは、「衆議院小選挙区選出議員選挙投票速報発信受信票」の「投票者(4)～(6)」に記入すること。ただし、9時の報告を受信するときは、併せて「当日有権者(1)～(3)」についても記入すること。

(5) 期日前投票者数が含まれていること等の確認

9時の報告を受信する際には、次の事項を確認すること。

- ①期日前投票者数が含まれていること
- ②不在者投票者数及び在外投票者数は除外していること

(6) 電話の発信

速報に当たっての電話の発信は、県から行うものであること。

(7) 推定投票率の公表

公表は、県政記者室への資料提供及び県政記者室ビズファックスによりファクシミリ送信することにより行うものとし、公表時刻（時点）は、9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分、20時とする。

なお、県政記者室ビズファックスに登録されていない報道機関に対しては、地域振興課内ファクシミリによる送信を行う。

(8) 中間投票状況の報告（中央選管への報告：計6回）

推定投票率を、都道府県オンライン端末により中央選管に報告する。

- 第1回 10時現在：10時50分までに入力、帳票打ち出し及び読み合わせ後送信（11時期限）
- 第2回 11時現在：11時50分までに "（12時期限）
- 第3回 14時現在：14時50分までに "（15時期限）
- 第4回 16時現在：16時50分までに "（17時期限）
- 第5回 18時現在：18時50分までに "（19時期限）
- 第6回 19時30分現在：20時20分までに "（20時30分期限）

(9) ホームページへの掲示（ホームページ担当）

集計の際に作成したデータを使用して、ホームページ用データを作成し、定時（13回）に更新する。

受信係

(1) 受信用ファクシミリ

ア 市町村からの投票速報及び開票速報並びに無効投票速報を受信する番号は、次のとおりである。

鳥取市、倉吉市、岩美町 若桜町、智頭町、八頭町 三朝町（7団体）	}	0857-26-8129（地域振興課）
--	---	---------------------

米子市、境港市、湯梨浜町 琴浦町、北栄町、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町（12団体）	}	0857-26-8107（交通政策課）
--	---	---------------------

イ 指定番号が通話中のときは、適宜、他の番号で受信すること。

(2) 投票速報

ア 投票速報は、小選挙区、比例代表、国民審査の順に行うこと。

イ 投票速報は、次のいずれかに該当する帳票により送信されるものであること。

(ア) 「(1-A) 衆議院小選挙区選挙投票速報発信票」、 「(2-A) 衆議院比例代表選挙投票速報発信票」又は「(3-A) 国民審査投票速報発信票」

(イ) 市町村の選挙管理委員会事務局が調製する帳票であって、その様式により速報を行うことについて、あらかじめ県の選挙管理委員会事務局の了解を得ているもの

ウ 投票速報の受信

(ア) ファクシミリ付近でチェックリストを持って待機し、担当する選挙（小選挙区、比例代表、国民審査）の帳票を受信したときは、受信票を取り出し、「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）投票結果、受信しました。」と発声し、県選管備え付けの電波時計を確認して受信時刻をチェックリストに記入し、「受信時刻は**時**分です。」と発声する。国民審査は全市町村確定後の公表となるので、受信が混み合うときは、小選挙区、比例代表の処理を優先すること。

(イ) 引き続き、受信係が受信票を電算係入力担当副査に回付する。

◎電算係入力担当による当日有権者数の確認

①副査は当日有権者数を読み上げ、主査は手持ちの当日有権者数（紙データ）と照合し、異動数を確認する（指導係が選挙前日に当日有権者数（速報）を取りまとめ、入力担当に紙で配付する。）。

<異動理由が記載されている場合>

②主査は、指導係を呼び、当日有権者数と異動理由を読み上げる。

③指導係は、異常を認めないときは「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）、当日有権、異常なしです。」と発声し、異常を認めたときは「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）、当日有権、異常があります。」と発声し、指導係は調整係に報告する。

④調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果について、調整係と指導係が協議し、報告数が正しいと認めたときは、調整係は指導係に対し、主査に報告数のおり入力させることを指示する。確認の結果について、報告数を訂正する必要があると認める場合は、調整係が市町村選管に訂正報告の指示を出す。

<異動理由が記載されていない場合>

②主査は、数値が一致するときは「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）、当日有権、一致します。」と発声し、一致しないときは「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）、当日有権、一致しません。」と発声し、主査は指導係を呼び、ともに調整係に報告する。

③調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果について、調整係と指導係が協議し、報告数が正しいと認めたときは、調整係は指導係に対し、主査に報告数のおり入力させることを指示する。確認の結果について、報告数を訂正する必要があると認める場合は、調整係が市町村選管に訂正報告の指示を出す。

エ 訂正報告があったときは、下記のとおりとする。

(ア) 調整係から訂正前の受信票及び訂正後の受信票が回付される。（訂正報告のファクシミリ受信は調整係が行う）ので、受信係は、すでに記入している「投票速報チェックリスト」の受信時刻を二重線で見直し、調整係が発声した訂正時刻を再度記入する。

(イ) 受信係は、訂正前の受信票及び訂正後の受信票を電算係入力担当に回付する。

オ 21時30分までに報告のない市町村に対しては、調整係（総括）の指示により調整係又は指導係が督促する場合がある。

(3) 開票速報

ア 開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う確定報と、4市について開票の中間の状況を報告する中間報（小選挙区のみ。21時30分から30分おき）がある。

イ 開票速報は、次のいずれかに該当する帳票により送信されるものである。

(ア) 「(1-B) 衆議院小選挙区選挙開票速報発信票」、「(2-B) 衆議院比例代表選挙開票速報発信票」（中間報は「(1-C) 衆議院小選挙区選挙開票中間発信票」）、「(3-B) 国民審査開票速報発信票」

(イ) 市町村の選挙管理委員会事務局が調製する帳票であって、その様式により速報を行うことについて、あらかじめ県の選挙管理委員会事務局の了解を得ているもの

ウ 確定報の受信に当たっては、発信票の全項目について報告を受けるものとし、中間報（4市のみ）の受信に当たっては、「候補者別得票数」、「得票数合計」及び「開票率」の項目について報告を受ける。

エ 開票速報の受信に際して、次の作業を行う。各自担当する選挙の受信票を処理することを基本とするが、国民審査は全市町村確定後の公表となるので、ファクシミリの受信が混み合うときは、小選挙区、比例代表の処理を優先する。

(ア) ファクシミリ付近でチェックリストを持って待機し、担当する選挙の帳票を受信したときは、受信票を取り出し、「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）開票結果、受信しました。（小選挙区の場合）△区最後の受信です（1区・2区の早い方のみ）。」と発声し、県選管備え付けの電波時計を確認して受信時刻をチェックリストに記入し、「受信時刻は**時**分です。」と発声する。小選挙区については、4市からの中間報があるので、他選挙の担当（特に、国民審査担当）は、小選挙区担当の受信作業の補助を行う。

(イ) 引き続き、受信票を電算係入力担当に回付する。

◎電算係入力担当による投票者総数と投票者数の一致の確認

①電算係入力担当副査は受信票に記載された投票者総数の数値を読み上げ、電算係入力担当主査が画面上（投票結果）の投票者数と照合する。

②電算係入力担当主査は、数値が一致するときは「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）、投票者数、一致します。」と発声し、一致しないときは「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）、投票者数、一致しません。」と発声し、電算係入力担当主査は指導係を呼び、ともに調整係に報告する。

③調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果、報告数が正しいと認めるときは指導係を呼び電算係入力担当に報告数どおり入力させることを指示する（この場合、投票速報の公表値に誤りがあったこととなるので、投票速報の訂正報（当該市町村個票と県計集計表）を行う必要がある。）。確認の結果、報告数を訂正する必要があると認める場合は、市町村選管に訂正報告の指示を出す。

オ 4市からの中間報（小選挙区のみ）の受信に際しては、次の作業を行う。

(ア) 中間報を受信したときは、ファクシミリから受信票を取り出して、「〇〇市、小選挙区開票中間〇〇時〇〇分、受信しました。」と発声し、県選管備え付けの電波時計を確認して受信時刻をチェックリストに記入し、「受信時刻は**時**分です。」と発声する。

(イ) 引き続き、受信票を電算係入力担当に回付する。

◎電算係入力担当による前回次と同数以上の数値であることの確認

電算係入力担当は2回次（22時）以降の中間報の回付を受けたときは次の処理を行う。

①主査と副査で帳票に記載された公表時刻を確認した上で、主査が画面上に表示されている前回次の候補者別得票数と得票数合計を読み上げ、副査は読み上げられた数値が受信票の数値を上回っていないことを確認し、異常がなければ、「〇〇市、小選挙区開票中間〇〇時〇〇分、得票数、確認しました。」と発声し、入力を行う。異常があれば、指導係を呼び、ともに調整係に報告する。

②調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果、報告数が正しいと認めるときは指導係を呼び電算係入力担当に報告数どおり入力させることを指示する（この場合、前回次の公表値に誤りがあったこととなるので、今回次の帳票の余白に前回報告数値に誤りがあった旨（正誤内容及び原因）を手書き記入し（メール送信にあつてはメール本文に記載して）発表する必要がある。前回中間速報の個票及び県計集計表の訂正報は出さない。注意：事前の報道関係者打合会で報道の了解を得ておく必要がある。）。確認の結果、報告数を訂正する必要があると認める場合は、市町村選管に訂正報告の指示を出す。

カ 訂正報告があったときは、投票結果と同様に処理を行う。

キ 町村で小選挙区開票終了時刻が22時30分以降となる場合、また、比例代表開票終了時刻が23時30分以降となる場合には、事務局長の指示により中間報を求める場合がある。

(4) ファクシミリ受信できない場合の処理